

会社案内

人づくり、まちづくり これからの出産・子育て支援



一般社団法人 日本子育て包括支援推進機構（子育て支援機構）

<https://kosodate-kikou.com/>

機構について

代表理事メッセージ

6割の女性は里帰り出産、夫の支援不十分

日本では従来、産後は実家の母親や親族である祖母から支援を受けてきました。現在でも6割の女性が里帰り出産をし、その後も経済的支援を含めて様々なサポートを受けています。一方で夫のサポートは十分とはいえない状況にあります。日本の30代、40代は長時間労働の割合が高く、「サポートしたい」という気持ちがあっても「できない」という声が少なくありません。実際、就学前の子どもを持つ父親の家事、育児時間は、合わせて1日1時間程度で先進国の中で最も短いとされています。多くの女性が家事・育児とも孤立感を深めながら、1人で行っていると言っても過言ではありません。少子化がさらに進行することが懸念されている今こそ、公的資金をハイリスクの母子だけでなく、産後ケアを受けたい女性や家族が料金の心配をせずに受けられるシステムを構築するときがあります。



代表理事 長 隆

長 隆

公益社団法人全日本病院協会参与

活動実績

2016年9月	「妊娠から子育て地域で支える！～産後ケアを中心に～」シンポジウム開催（機構グループ法人共催）
2017年4.7.9月	「社会変化を病医院成長の源とする事業構想～時代を先取りする成長戦略：病医院の成長戦略として産後ケア入院が一つの大きなチャンスとなる！～」事業構想大学セミナー開催（機構グループ法人協力）
2017年8月	「人づくり＝まちづくり～『出産・子育て支援』に始まる地域再生計画～」セミナー開催（機構グループ法人主催）
2017年10月	機構理事 福島富士子 監修「産後ケア ここから始まるコミュニティづくり」を出版（株式会社財界研究所）
2017年11月	「人づくり、まちづくり安心できる子育てから」産後ケアセミナー開催
2018年8月	千葉県子育て世代包括支援センター設置支援事業 業務委託 受託（平成30年9月～平成31年3月）
2019年6月	千葉県子育て世代包括支援センター設置支援事業 業務委託 受託（令和元年6月～令和2年3月）
2019年8月	新潟県子育て世代包括支援センター設置促進事業 業務委託 受託（令和元年9月～令和2年3月）
2019年12月	「人づくりは、まちづくり～『出産・子育て支援』に始まる地域再生計画～」赤穂市民シンポジウム開催
2020年3月	機構理事 福島富士子 監修「産後ケア 完全理解読本」を出版（株式会社財界研究所）
2020年9月	千葉県子育て世代包括支援センター設置支援事業 業務委託 受託（令和2年9月～令和3年2月）
2021年9月	千葉県子育て世代包括支援センター支援事業 業務委託 受託（令和3年9月～令和4年2月）
2021年9月	機構理事 福島富士子監修 「産前・産後ケア ここから始まるコミュニティづくり」を出版（株式会社財界研究所）

隈研吾先生からのメッセージ

箱からの脱却

コロナ後の都市、建築のテーマは、「箱からの脱却」です。疫病は、都市や建築の歴史を大きく変えてきました。14世紀のペスト流行は、なかでも人類の歴史を変えた大きな事件でした。狭くて不潔なストリートから逃れるために、閉じた大きな箱を作って、清潔で効率的な都市を作ろうという流れが、ペスト後の世界を支配しました。箱は殆ど大きくなり、上に積み重ねられて、超高層ビルに代表される20世紀の都市風景を作りました。働く場所は超高層という箱がデフォルトになり、住む場所は核家族の小さな閉じた家が標準になり、箱と箱の間を閉じ込められて通勤する、息詰まる暮らしが当たり前になりました。

しかし、その「箱の都市」は、決して人間を幸福にはしませんでした。箱の内側の快適性、効率性のみが追究されて、箱の外側の環境、箱の外側の生活のことは忘れられ、箱のせいで人間は不幸になりました。子育てや出産という、人間にとて最も大事なことからも、核家族の閉じた箱ではおろそかにされました。その閉じた小さな箱だけでは、子育ても出産という課題を解決することができなかったのです。その結果、少子化が進み、街はいよいよ子供のいない、さみしくて、息の詰まる場所になっていたのです。

コロナ後の都市と社会にとって、最も必要なことは、箱という殻を破って、連帯し、つながることです。それは、ペスト以来、人間が歩んでいた道を反転することであり、折り返すことです。それは人類にとって大きな試練であることは、間違いありません。しかし同時に、その新しい途を歩むことができるわれわれは、とても恵まれていると、僕は考えています。



隈 研吾

Photo © J.C. Carbone

機構設立の経緯

我が国における少子化の背景等に鑑み、従来より、とりわけ産後ケア先進国（台湾等）の視察を通じてその重要性を再確認、我が国の助産師中心から官民挙げての体制整備・普及推進へ転換する必要があるとの認識を有していました。

こうした状況下、いわゆる「産後ケア・ガイドライン」の素案が明らかとなつたことから、これを好機と捉え、そのあるべき姿に向け、積極的にコメントを寄せる一方、具体的推進機能を担うべく、官民双方に知見・経験を有する者が参集し、本機構の設立に至りました。

妊娠から出産、産後まで

産前・産後サポート事業は、お母さんや家族が地域の中で孤立しないようにすることが大きな狙いです。一人ぼっちでいないように生活や暮らしの中でお互いに支え合う関係づくりをしていきます。





切れ目ない支援

各市町村ではすでに、母子への支援・相談事業は様々な形で行っていました。近年では妊娠期から母子とその家
族のために、しっかりとしたプランを立てて支援していく形になってきました。妊娠期の相談を受けて、そして出産
を終えて家に帰るとまた今度は産後ケアを受けられ、そして地域に戻る、この相談を受けられるところに戻るという
形が切れ目ない妊娠・出産支援の大変なところです。研修を受けた子育て経験者や地域の様々な人たちと共に、子育
てを迎えていくことも産前・産後事業の一つとして組み込まれています。

子育て世代包括支援センター設置支援事業

事業内容のご紹介

◎アドバイザー派遣

子育て世代が安心して育児ができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図るため、市町村が抱える課題について、子育て支援の専門家がアドバイザーとして助言を行い、市町村のセンター設置・運営に関わる取り組みを積極的に支援します。

◎スキルアップ研修

子育て支援の専門家による研修カリキュラムにより、「子育て世代包括支援センター」の職員（保健師等）のためのスキルアップを図り、市町村のセンター設置・運営に関わる取り組みを積極的に支援いたします。

◎カリキュラム内容等(基本編)

9:30 - 11:00	妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援における子育て世代包括支援センターの役割
11:10 - 11:50	産後ケア事業の紹介
11:50 - 12:40	グループディスカッション テーマ「子育て世代の支援を充実させるためには？」 ディスカッション35分 発表・共有15分
13:40 - 14:15	アセスメントとセルフプラン・支援プランの策定方法
14:15 - 14:50	妊娠婦の心理・社会的特性と支援について
15:00 - 15:40	PDCAサイクルに基づく事業評価方法
14:40 - 15:25	ハイリスク妊娠婦への支援及び他機関等との連携 ～メンタルヘルスに焦点をあてて～
15:25 - 15:30	アンケート記入、終了



◎出産・子育て支援に関わるシンポジウム開催

全国の地方自治体と連携し、人づくり、まちづくりの基本は「出産・子育て支援から」をテーマに講演会やシンポジウムを開催します。



◎産後ケア書籍のご紹介

当機構理事の福島富士子が監修した産後ケアに関する書籍をご紹介



産後ケアの事例

環境とこころの変化

出産の疲労が残っている中、お母さんの生活リズムは赤ちゃん中心になります。睡眠不足になり知らないうちに疲れがたまっています。出産から数日間は、ホルモンが激減することにより、涙もろくなったり、イライラしたりするなど気持ちの揺れが激しくなることがあります。



乳児のケア

乳児の健康状態・体重・排泄・発育のチェック、スキンケア、おむつ交換、あやし方など相談・指導。



授乳の相談・指導

授乳指導、授乳トラブルやげっぷのさせ方など。



沐浴の相談・指導

沐浴手順や注意するポイント、沐浴の時間や回数、温度など。

施設イメージ



引用元：厚生労働省ホームページ 平成28年度 産後ケア事業 事例集より



お母さんのケア

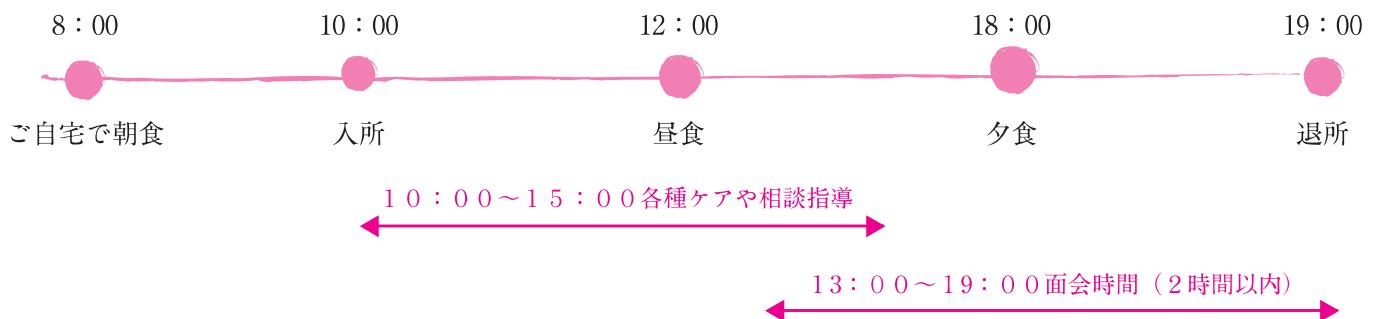
母体の健康状態のチェック、生活面の指導、乳房のケア、
休息、リラックスのためのアロママッサージ、育児相談など。

お母さん同士の交流

デイサービスの集団型ではひとりではない安心感、
リフレッシュに繋がる。



一日の例



指導・交流



助産師によるアドバイス



両親学級



講師紹介

福島 富士子



東邦大学看護学部 教授
助産師・医学博士
子育て支援機構理事

優しさが循環するまちを目指して子産み、子育てから始める活動をしています。
「個人から家族、そして地域へ」活動の幅は広がっています。

丹波 恵津子



綾瀬産婦人科産後ケアアドバイザー
丹波助産院 助産師
子育て支援機構理事

その時代、その地域で出産子育てしている母子・家族の生活が素敵になる様に一緒に考えていきます。
講義は、今までの経験を織り交ぜて、わかりやすくを心がけてます。

大澤 紋里



国立保健医療科学院 国際協力研究部主任研究官

私が講義するときにはいつも、様々な問い合わせに対する答えを、研修や講義の内容を基盤としながらも、研修受講者の皆さんとの現場から一緒にさがすように心がけています。
社会が複雑化する中で、回りを見渡すこと、自分と一緒に進んでくれる人を見つけてみようと思うこと、そして「木を見て森をみず」にならず、ぜひ「木もみて森もみる」ことを忘れないでください。

加藤 紀代美



医療法人社団 翠会 成増高等看護学校 副校長

看護学校で25年ほど、看護師養成に携わってきました。
支援にあたる側の私達が自分の限界を知り、他の支援者や地域社会を頼れる大事さを感じています。
「助けて」が言えないのは、当事者よりも支援者の方かもしれません。
安心と信頼の基盤である対話の場、支援チームづくりに微力ながらお手伝いができたらと思っています。

坂田 清美



帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科
母性看護学・助産学准教授

大学で看護学生、助産学生を養成しています。
受講される皆様の「お母さんを支援したい」という気持ちを大切に、
支援者としてお互いが高め合えたら・・と思っています。



濱脇 文子

株式会社マイユティックス代表取締役
助産師・保健師

助産師の専門性を活かし、企業や地域社会と共にマタニティソリューションに取り組んでいます。
出産・子育ては100年先の社会をつくる活動。Think Globally、Act Locallyで、共に考え方行動していく
けたらと思います。



山岸 由紀子

訪問看護ステーション co-co-ro 管理者 看護師・助産師
北村メンタルヘルス研究所 客員研究員

周産期メンタルヘルスケアを中心とした訪問看護を行っています。
助産師として学び経験してきたこと基礎に、精神医学・心理学の知識も駆使しながら産前産後の女性・子育て中のママが抱えているさまざまな「ツラさ」や「困難」に対応しています。また、特別養子縁組の支援にも携わっています。
「切れ目ない支援の実践」を一緒に考える機会になればと思っています。



松永 佳子

東邦大学看護学部 准教授

子育てをする家族が笑顔で生活するためにできることは何かを考え、一つでも実現できたら良いな
と思っています。
そのために仲間を増やすことが大切だと思っています。大学での教育も将来の仲間づくりに繋がる
ような工夫をしています。



富岡 由美

東邦大学看護学部 准教授

大学院で行われる助産師教育を中心に仕事をしています。
講義では、写真や図解、事例などを使ってイメージができるように心がけています。
自分の持つ専門性が地域を守る方々のお役に立てるとうれしいです。



榎原 理恵子

獨協医科大学看護学部 助教
助産師・保健師

病院勤務の助産師として、妊娠期から産褥期までのケアに携わらせて頂いております。
保健師と助産師、両方の経験を生かした講義をさせて頂きます。
「周産期の揺れる心に寄り添うためには、ケアに関わる専門職こそ心に余裕を。」

産後ケアはなぜ必要？

産後ケア事業の目的

「産後ケア事業」は市区町村が実施し、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所（保健センター等）又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

具体的には、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行う。

引用元：厚生労働省「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」 平成29年8月



◎ 産後ケア事業の実施方法別 主な特徴

実施方法	実施場所	特徴
宿泊型	・病院、診療所 ・助産所 ・産後ケアセンター	<ul style="list-style-type: none">・アウトリーチ、デイサービスと比較して時間が長くなるため、授乳指導・栄養指導等が複数回できる。・アウトリーチ、デイサービスと比較して利用料が高い。・産後ケアセンターは本事業に特化しているため設備が整っているが、施設整備費が高い。
デイサービス型 [個別型] [集団型]	・病院、診療所 ・助産所 ・産後ケアセンター ・保健センター等	<ul style="list-style-type: none">・宿泊型と比較して、利用料が安い。・利用時間が制限されているので、一度で十分なケアを受けることが難しい。
アウトリーチ（訪問）型		<ul style="list-style-type: none">・利用者の移動の負担が少ない。・実施担当者は母子の家族関係、住環境を見る能够なので生活全般の助言がしやすい。・生活の場で指導を受けるので、その後の生活に活かしやすい。

引用元：日経グローカル No.323 2017.9.4

◎妊娠・出産の包括的支援のキーワード

1. 愛着形成
2. 生活モデル
3. ソーシャルキャピタル
4. 連携



◎産後ケア事業が法制化

2019年12月6日、母子保健法の一部が改正され、「産後ケア事業」が日本で初めて、法的に位置づけられました。これにより全国約1700の市町村は、産後ケア事業を行う努力義務が課されました。

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

産後ケア事業とは

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

○現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。

○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

○実施主体：市町村

※事業の全部又は一部の委託可

○内容：心身の状態に応じた保健指導

療養に伴う世話

育児に関する指導若しくは相談その他の援助

○実施類型：①短期入所型

②通所型（デイサービス型）

③居宅訪問型（アウトリーチ型）

○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設

○実施基準：厚生労働省令で定める基準 (人員、設備、運営等に係る基準)

対象者

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

○市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、

- ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整

- ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携

を図ることにより、妊娠婦及び乳児に対する支援の一體的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

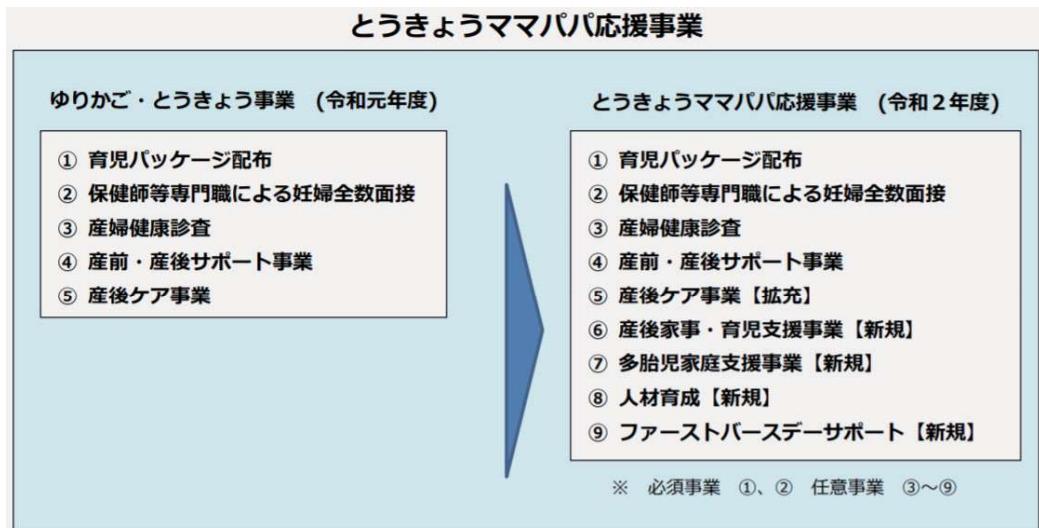
○2年を超えない範囲内で政令で定める日

引用元：第1回成育医療等協議会 参考資料3 成育医療等に関する施策（令和2年2月13日）

参考資料ページ

◎ 東京都の基本計画「2020年に向けた実行プラン」

東京都は、今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな4か年の実施計画として、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を2016年（平成28年）12月に策定。



引用元：東京都政策企画局HP 「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2020年度）～2020年に向けた実行プラン



引用元：東京都財務局HP 令和2年度（2020年）東京都予算案の概要

The table provides detailed information about the 'Toukyou Mama Papa Support Program'.

とうきょうママパパ応援事業

(1) 多胎児家庭支援事業

項目	移動経費補助	多胎児家庭センター事業	多胎ピアサポート事業
概要	母子保健事業利用時の移動経費を補助	家事育児センターを派遣し、産後の家事・育児支援、外出時補助を実施	多胎児育児経験者による交流会、相談支援事業を実施
補助対象等	【対象者】3歳未満の多胎児がいる世帯・多胎妊婦	【補助率】都10/10	
補助基準額	24,000円/年	2,700円/時間	215,000円/月
備考	保健師等との面接を条件とする	【年間利用時間】0歳：240時間 1歳：180時間 2歳：120時間	

(2) 産後家事・育児支援事業

▶ 家事育児センター（ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）を派遣し、産後の家事・育児を支援

対象者	第1子	第2子※2	【補助基準額】2,700円/時間	【補助率】都10/10
年間利用上限※1	60時間	180時間	※1 1世帯当たりの利用上限	※2 出生時の兄姉が3歳未満

引用元：東京都財務局HP 令和2年度（2020年）東京都予算案の概要

◎ 公立病院の空きベッドが活用可能に 外部委託でホテル・旅館の参入も

妊娠・出産包括支援事業を実施する市区町村、委託先の医療法人、NPO法人等が保有する施設では、下記事業に対して国と自治体から2分の1ずつの補助が出る。つまり医療法人やNPOであれば自己負担なしに改修工事をすることができる。

- ・パソコンを設置するための配線工事　・冷暖房器具の設置　・幼児用トイレ、シンク、バスの設置
- ・調乳ユニットの設置　・玄関スロープ、玄関ベンチの設置　・畳替え、障子・壁紙の張替え
- ・相談室の間仕切り　・その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

全国の公立病院の多くでリスクの高さから医師が集まらず、分娩を行わなくなっている。医師不足などから空きベッドも抱えており、それを院内助産所として活用できることを意味する。病床利用率の改善につながるほか、産めない町をなくすために有効と考えられる。赤字に悩む公立病院にとっては収支改善も期待できる。

また、今年3月の医療法施行規則改正により、「分娩を取り扱わない助産所については、分娩室を設けなくてよい」とされた。小規模な助産所で産後ケアをやりやすくなっている。このほか、旅館業法の適用を受けるホテルや旅館、市区町村が条例等で定める衛生管理基準に従って実施する「市区町村独自基準型」も事業を実施する施設として規定された。さらに、これまで障害児は産後ケアの対象ではなかったが、母親に入院加療の必要がある場合を除いて利用できるようになった。

宿泊型産後ケアの先行事例としては、茨城県牛久市のつくばセントラル病院や千葉県浦安市の順天堂大学浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センターが挙げられる。

つくばセントラル病院の産後ケアセンターいちは、「出産後の母親に癒やしとケアを提供し心身の回復を手伝う」「育児相談や授乳相談、生活相談に応じて退院後の生活がスムーズにいくよう支援する」「地域連携や社会資源の活用等を行い、地域で安心して生活できるように支援する」が基本理念。1泊5万円（税別）の事業費に対し、国と市から2万2500円ずつの補助を受け、妊産婦は自己負担5000円で利用できる。

順天堂大学浦安病院は、17年に浦安市と連携して産後ケア施設をオープンさせている。こちらを利用できるのは、①浦安に在住している②生後60日未満③医療管理が必要なく退院が許可された親子④育児に不安がある⑤親などの協力が得られない——といった条件を満たす人。利用希望者は、病院のホームページから申し込むか、病院または浦安市役所で申込用紙をもらって病院に提出する。病院側は浦安市役所にメールで一覧表を送信。市は利用者が市民であることを確認して、利用許可を病院へ連絡するという流れになっている。浦安市民でない場合は、実費になるが、個室の空き状況次第で受け入れが可能としている。

ケアの内容は健康診断、乳房管理、育児支援、養育相談、足浴、アロマセラピー、産褥体操など多岐に渡る。食事は母乳のことを考え、栄養バランスのとれた内容で提供されている。利用者数は16年度が48人（市内46人、市外2人）、17年度は7月までに22人（市内21人、市外1人）で、6泊7日が一番多いという。

産後ケアは、産婦人科医がいなくても助産師、保健師、看護師を1人以上置くことで実施できる。かつて分娩を担った助産師は、巨費を投じて分娩施設を作るか病院がバックについていないと分娩ができなくなり、多くは看護師として働いている。産後ケアはこうした人材を活用することでサービスを提供できる。ただ、助産師は全国に3万3000人、保健師も4万8000人にとどまり、それほど多くはない。人材は不足するかもしれない。幸い、ガイドラインでは管理栄養士が新たに実施担当者（スペシャリスト）として認められた。市区町村は産後ケア実施担当者（助産師・保健師・看護師・栄養管理士・保育士）を養成しなければならない。

引用元：日経グローカル No.323 2017.9.4より

機構概要

名 称	一般社団法人 日本子育て包括支援推進機構 (子育て支援機構)
所 在 地	〒162 - 0805 東京都新宿区矢来町 75 番地
連 絡 先	TEL 03 - 6265 - 3803 / FAX 03 - 6265 - 3804
設 立	2017 年 6 月 13 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア施設の設置・管理・運営 ・産後ケアを中心とした情報収集及び情報交換 ・産後ケアを中心とした研究会、講演会等の開催及びこれらに対する助成 ・産後ケアに従事する人材の育成 ・病院及び診療所の設置・運営 ・産後ケア関係施設の設置・運営 ・宿泊施設の運営、不動産賃貸及び不動産管理に関する事業 ・上記各号に附帯又は関連する一切の事業

役 員

代表理事	長隆 公益社団法人全日本病院協会参与
理 事	吉岡俊正 学校法人青淵学園 東都大学・学長
理 事	古谷健一 防衛医科大学校名誉教授: 産科婦人科学
理 事	福島富士子 東邦大学看護学部長・大学院研究科科長・教授
理 事	齋藤弘 前(公社)全国自治体病院開設者協議会会長・同病院協議会顧問、元山形県知事
理 事	丹波恵津子 綾瀬産婦人科産後アドバイザー
理 事	夏苅千晶 総務省地方公営企業等経営アドバイザー
最高顧問	吉村泰典 慶應義塾大学名誉教授(内閣官房参与)
最高顧問	郡健二郎 名古屋市立大学理事長・学長
特別顧問	原徳壽 厚生労働省元医政局長

ア ク セ ス

